

意見書案第9号

平成26年12月11日

白老町議会

議長 山本浩平様

提出者

白老町議会議員 大淵紀夫

賛成者

白老町議会議員 吉田和子

白老町議会議員 小西秀延

安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の  
大幅増員と処遇改善を求める意見書（案）

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

## 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の 大幅増員と処遇改善を求める意見書

「医療介護総合推進法」が平成 26 年成立しました。厳しい自治体財政と医療・介護従事者の人材確保が困難な中、地域の医療と介護を崩壊させないため、自治体の主体性の確立が必要です。介護分野では要支援者が利用できる訪問介護、通所介護について、「全国一律の予防給付から、地域ごとの支援事業」に移行することなどが盛り込まれています。自治体の主体性を活かし地域の実情にあったサービスを提供する趣旨がありますが、一方で限られた介護保険財政と人材の中で自治体間、地域間の格差が生じかねません。

また、医療・介護の現場は現在も深刻な人員不足の中、長時間・過密労働で疲弊しきっています。2013 年に日本医労連が実施した「看護職員実態調査」（全国 3 万 2,372 人 北海道 1,556 人）によると、北海道では「慢性疲労」73.7%、健康に「不安」「大変不安」は 60.2%となっています。「仕事をやめたい」と 75%の看護職員が思い、その理由の 1 位が「仕事がきつい」、2 位が「賃金が安い」でした。介護職員も介護労働安定センターの「平成 25 年度介護労働実態調査」によれば、採用後 1 年未満の離職率が 4 割におよび、労働条件の不満は「人手が足りない」（45%）、「賃金が低い」（44%）と答え、事業者側も「人材確保がむずかしい」（54%）、「今の介護報酬では人材確保・定着のために十分な賃金を払えない」（45%）と答えています。医療・介護の崩壊を食いとめ、安全・安心な医療・介護を提供する上でも大幅増員と賃金など処遇改善が急務です。そして診療報酬・介護報酬の改善なしには、増員も賃金・労働条件改善もないといって過言ではありません。

以上の趣旨から、下記事項について要望します。

### 記

1. 各自治体によりサービス格差が生まれないよう地域の実情に配慮した経過措置のほか、国、都道府県が支援すること
2. 安心・安全な医療・介護を実現するため医師・看護師・介護職員を大幅にふやすこと

3. 国民（患者・利用者）の自己負担を軽減し、必要な増員と処遇改善の財源が確保できる診療報酬・介護報酬に改善すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年12月 日

北海道白老郡白老町議会議長 山本浩平

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣